

### 第3回JAS制度のあり方検討会の議事概要

平成15年12月12日(金)14:00～  
日本郵政公社本社2階共用会議室A～D

#### 1. 委員の出欠

委員18名中15名が出席

欠席者・・・大木委員、山根委員、山本委員

参考人として、本島全国い生産団体連合会専務理事、島田中央蚕糸協会専務理事が出席した。

#### 2. 議事概要

##### (1) 第2回検討会で委員から出された意見の整理

(資料1「第2回JAS制度のあり方検討会で出された意見」を事務局から説明)

##### (2) 「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」に係るJAS制度の対応方向(案)について

(資料2「『公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画』に係るJAS制度の対応方向(案)」のうち、「JAS制度全体の対応方向」及び「有機JASに係る対応方向」について事務局から説明)

委員：用語についての意見だが、JAS法における「認定」という言葉の使い方がISOと異なっており、整理が必要かと思う。ISOでは製品認証機関についてガイド65を満たしていると認めることが「認定(accreditation)」であり、製品認証機関がメーカー等に対し、(そのメーカーが取扱う)製品が規格を満たしていると認めるのは「認証」である。

平成11年改正後のJAS法においては、農林水産大臣が登録認定機関を「登録」しているが、これはISOでいう「認定」であり、登録認定機関が製造業者等に対し、技術的基準を満たしていることを「認定」しているが、これはISOでいう「認証」に当たるとされる。今後は、JAS法でも「(大臣による)認定」「(登録機関による)認証」とする方が、統一的に整理されるのではないか。

もう一点、ISO9000の審査登録制度においても、JAB(日本適合性認定協会)が審査登録機関を「認定」し、審査登録機関が企業がISO9000を満たしていることを「認証」する仕組みとなっているが、「認定」を行う立場のJABはISOガイド61を満たす必要がある。提案されているJASの仕組みにおいても、登録認定機関の登録基準としてISOガイド65を引用するのであれば、ISOの「認定」に当たる登録を行う立場の農林水産大臣がガイド61を満たすことが必要と考えるがその点はどうか。

事務局：用語についての趣旨は委員ご指摘のとおり。今後、法改正の作業の際に、他法令の例を見つつ、検討したい。登録する立場にISOガイド61が要求され

ることについても、御意見を参考にしたい。ただ、それに関連し、登録に当たって必要な調査を独立行政法人農林水産消費技術センターに行わせることができる旨の規定をおくことも検討している。

委員：純粹に民間の機関であるISOと各国の政府が参加しているコーデックスの扱いは峻別すべき。ISOガイド65の内容は良いが、飲食料品に対して、ISOの概念が完全にあてはまるのかどうか、懸念される。先ほどのガイド61のことも含め、ISOの仕組みはビジネスとして成り立つと言われる程、料金も高い。一方、JAS制度においては、例えば、有機について登録認定機関によるコンサルティングをある程度は認める等、「清濁併せのむ」対応も必要なのではないか。

事務局：JAS法にISOを引用するというのは、登録認定機関になるための基準にISOガイド65を使うということであり、ISO規格を個別のJAS規格に取り入れるという趣旨ではない。ISOガイド65は、鉱工業品だけではなく、飲食料品も含めたあらゆる製品の認証機関に適用しうる登録基準のガイドラインである。

委員：登録認定機関によるコンサルティングの件については検討してもよいのではないか。ISOガイド65をストレートに適用してもよいのかどうか、実態を踏まえ、きめ細かく対応してほしい。

事務局：コンサルティングの扱いについては、他国の例も参考にしながら、運用の問題として対応したい。

委員：有機JASの歴史はまだ浅い。今回の制度検討を進めることにより生産者、消費者、登録認定機関にはどのような問題が生じるのか関心がある。利点についてはいろいろと書かれているが、特に出口をきつくすることによる生産者のコスト増などを懸念している。

事務局：コストについて定量的に分析しているわけではないが、今回の制度見直しは、JAS制度の信頼性を向上させるために行うものであり、制度の信頼性が高まれば、認証された農家や製品の評価は上がるはずである。一方で、仮にいい加減なことをしているところがあればしっかり取り締まっていく。法改正後は、このような制度変更の内容について、十分に普及・啓発していかなければと考えている。

委員：登録認定機関や検査員に意見を聞いたところ、以下の5点について、意見・要望があった。

- (1) 登録認定機関から事業者への助言が一切規制されてしまうと、事業者は別途コンサルティングを受けねばなくなり、負担が大きくなる。事業者の弱い所を最もよく知っているのは登録認定機関であることから、よく考慮してほしい。
- (2) 検査員に支払われる費用に対する農林水産消費技術センターのチェックについては、今回の整理の中で考慮していただいていると思う。
- (3) やはり登録の入口を厳しくしてもらいたい。登録認定機関の登録が、平成11年法改正後の当初より緩くなっているとの意見もある。また、事後的な登

録取消は、検査員の失業や認定を受けていた事業者の不利益につながる。入口を厳しくすれば監査も容易になるのではないか。

(4) 経理的な基礎については、柔軟に対応してほしい。事業の開始に当たり法人登記の関係で費用がかかるため、初年度から欠損を抱えている場合もある。あまり厳格に運用すると、良心的な機関が認められなくなり、大きな機関のみになってしまう。

(5) みなし公務員規定は残してほしい。過去に、公文書偽造により自主廃業した登録認定機関もあったが、今後、登録認定機関が作成する文書が「公文書」でなくなるとすれば心配である。

事務局：ご指摘の点については、運用の問題として概ねクリアできると思う。しかし、改革実施計画の観点から、みなし公務員規定を存続させるのは困難である。ご指摘の文書偽造については、みなし公務員規定の有無を問わず、認定に関わる文書を偽造すれば適正に業務を行っていないこととなるので行政処分の対象となる。

委員：登録認定機関による認定事業者の取消要件について、認定事業者が登録認定機関の定期監査を受けない場合が提案されているが、その他の認定取消要件については、現行に比べてどうなるのか。登録認定機関ごとに認定取消要件がバラバラになることがないよう、具体的に示してほしい。

また、登録認定機関への異業種の参入について、その範囲はどうなるのか。

事務局：具体的な取消要件については、法令またはガイドラインの形でお示ししたい。異業種参入は現在でも可能であり、その点に変更はない。

委員：登録認定機関による認定事業者の定期的監査について、JAS以外でもISO9000の認証を受けている工場では、半年から1年ごとに別途サーベランスを受けなければならないし、HACCPでも監査が入る。このような度重なる監査は事業者の負担が大きいと、監査の重複がなくなるよう何らかの調整が必要と考える。例えば、ISO9000の認証を受けていればJASの監査を省略できるとか、あるいはJAS規格の中にISO9000やHACCPを取り入れる等の検討をお願いしたい。

事務局：それぞれ別々の制度に基づく監査である。完全に民間で行っているISO9000との調整はまず困難であると思われ、衛生規範である食品衛生法のHACCPについても、JAS法とは法目的が異なり、監査でチェックを行う項目も異なることから難しいのではないかと。

(資料2「『公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画』に係るJAS制度の対応方向(案)」のうち、「登録格付機関による格付の扱い」「県及びセンターによる格付の扱い」及び「その他の検討課題」について事務局から説明)

委員：(提出資料「登録格付機関による格付制度と林産物の現状」について説明)

今後の対応として、流通業者・輸入業者が生産行程を把握すれば認定事業者となることができるようにすることは、悪くはないと考えているが、その他

にも、能力のある者であれば認定事業者となってもよいのではないか。

一方、県産材の利用振興のため、地元の製材工場にＪＡＳ格付品を依頼する都道府県もあることから、種格付が必要となっている。流通業者・輸入業者等が認定事業者となるとしても、これで全国を網羅できるのかどうか懸念される。認定事業者がいない地域では、製品の流通に支障を来す可能性もあることから、少なくとも流通業者等の体制が整備されるまでは、種格付は必要ではないか。

参 考 人：(パンフレット「くまもとの畳表」について説明)

品質、原産地証明の確保が、畳表のＪＡＳ規格の重要な役割である。畳表は、工場で大量生産されるものではなく、手工業的な製品であり、原料や農家の技術力によって、品質が異なってくることから、製造業者等による自己格付では、公平性、信頼性に欠ける。消費者に信頼される格付を行うために、登録格付機関等による種格付が必要である。

参 考 人：生糸は、長い流通過程や貯蔵の段階でカビ、虫食いが発生することから、取引後の再検査の要請がある。また、先物取引においても、ＪＡＳ格付が義務づけられているとともに、格付から１年経つと再格付を行う必要がある。認定工場による格付以外に、流通業者による格付の要請があるが、仮に流通業者が認定を受けるにしても、生糸の流通業者は零細であり、検査装置もなく、精緻な検査を行う能力にも欠けることから、格付を行うことは困難である。種格付を廃止すると、円滑な流通を損なうとともに、先物商品取引の際の価格形成に影響を及ぼす恐れがあり、現状の制度を維持し、農林水産消費技術センターによる種格付を継続してもらいたい。

委 員：木材・素材関係については、大半がスポット的に最終製品のみによる格付に対応できるものが多い。公共建築用にもスポット的な需要がある。建設業者としては、無等級材でも使用可能な場合でも、ある性能について確認するためにＪＡＳ格付品を指定することもあり、種格付があった方がよい。スポット的な種格付のニーズは徐々に減っていくだろうが、最終製品の検査のみによりＪＡＳ規格への適合性が担保できる林産物については、品質のボトムアップを図る観点からも、種格付→自己格付であるが検査を外注するＢ工場→自己検査・自己格付を行うＡ工場と段階的に発展させていくべきではないか。

委 員：林産物、畳表及び生糸について、格付率はどのようになっているのか。畳表について、資料２に記載されている格付率は輸入品を含めたものか。また、国内生産の格付は多いのか。

事 務 局：畳表は５％程度、生糸は１０％程度である。林産物については、輸入品の流通量が多いため、正確な数値を把握するのが困難であるが、合板が３２％程度、フローリングが５６％程度である。輸入品も含めた数字である。

参 考 人：熊本産の畳表の格付率は約１割である。

事 務 局：基本的な考え方をお話する。スポット的な格付に対応するために種格付が必要な品目もあるという事情は認識している。しかし、平成１１年の法改正により、種格付に加え、登録認定機関の認定を受けた事業者による自己格付

の制度を導入し、この３～４年で自己格付への移行が進んでいる。自己格付制度に移行できていない例外的な品目が林産物、畳表及び生糸に絞られている、ということかと思う。

また、今回の制度見直しにおいては、ＪＡＳマークに対する消費者の信頼を高めることが肝要である。「単に最終製品がＯＫでした」というのと「誰がどこでどのように作っているのかが分かっています」というのと、どちらの制度が信頼性が高いのかということである。一般論として、生産現場を把握し、何かあった際には問題のあるところまでたどっていけるという方が信頼性が高まるのではないか。ＪＡＳ制度自体の信頼性を高めるためにはどうすればよいのかという観点からご判断いただきたい。

委員：加工食品についても、自衛隊、学校給食等、地域の公的機関が個別にＪＡＳマークを要求する場合がある。仮に種格付を廃止するとしても、経過措置期間は十分に取ってほしい。

事務局：生産行程を把握しうる流通業者・輸入業者以外の者として、具体例に想定されるのはどのような方か。

委員：例えば製造メーカーで、かつ輸入業者である場合もあり、流通業者や輸入業者といった業種分けが難しいこともある。業種を限定せず、検査・格付を行う能力がある者であれば認定してもよいのではないか。

事務局：本件については、現行制度では認定を受けられるのは製造業者に限定されている。認定を受けられる事業者を、実際にモノを作っている人に限定せず、その製品を取り扱っている人であれば必要かつ十分ではないか、という意味で流通業者・輸入業者という表現を使っている。

委員：林産物の種格付はスポット的で量は少ないが、流通業者・輸入業者等で認定業者になる者が現れない場合、流通に支障が出る可能性があることを恐れている。

委員：林産物については、スポット的であることがポイントである。これは建設業者についても当てはまり、施主に対する説明のために、スポット的に格付を受けるニーズがある。例えば防腐処理製材については、認定工場制のほうが適当だが、無垢材等の最終製品で分かりやすいものについては、残してほしい。

委員：生糸検査協会は平成１４年で格付の業務を廃止したとのことであるが、種格付のニーズがなくなったから業務をやめたということではないのか。

参考人：国産生糸が大量に流通していた時代には、量的にも種格付の需要が相当あったが、輸入生糸のシェアが増え、農林水産消費技術センター横浜センター、同神戸センター及び生糸検査協会の三者で種格付を行うほどの需要がなくなってきたためである。

事務局：補足すると、生糸検査協会は法人としても解散したが、大日本蚕糸会という別の法人が登録認定機関となっており、平成１５年９月以降は認定を受けて自己格付を行っている事業者もいる。これ以外に農林水産消費技術センターが種格付を行っている。

委員：参考人の話を聞くと、海外からの輸入が激しく国内産はどうにか頑張って生

きているのだろう。今回、種格付を廃止し、流通業者や輸入業者も認定の対象とする方向で提案されているが、流通業者や輸入業者で、コスト面、能力面から認定を受ける者が現れなかった場合、生産者はどうすればいいのか。結局、品目を限定して種格付を残すほうがよいのではないか。

事務局：実態をよく確認した上で、流通業者等であっても、格付を行う能力がある、可能であるということであれば、現行の制度から新たな制度に移行できればと考えており、そのようなご判断をいただければと考えている。

委員：最終製品の検査によりＪＡＳ規格への適合性が判断できる品目に限定して種格付を残すとしても、８１品目あるＪＡＳ品目の線引きを誰がどのように行うのか。

また、流通業者・輸入業者で認定を受ける者がいなければ、例えば中小零細企業の実態をよく把握している検査機関が中小零細企業の生産行程を管理し把握できる者として認定を受けることはできないか。

座長代理：中国産に押されている日本の手工芸を守ってほしいと感じている。登録格付機関を残すことで日本の手工芸産業を残すことができるのであればその方向で考えてもらいたい。

事務局：伝統的産業を守る観点が必要だが、畳表に偽造ＪＡＳマークが使用されていたため、告発を行ったことについて本日公表したように、現在の制度では守れるものも守れない面があることを理解する必要がある。いかにして信頼性を高めるかという観点からのご議論をお願いしたい。流通業者・輸入業者を認定する件については、完全に実情を把握しているわけではない。確かにご指摘のように他のジャンルの方が認定を受ける可能性もあるかもしれない。今後、他のジャンルの方の認定があり得るかどうかの実情を見極め、検討をしていきたい。

座長：その他の検討課題についてはどうか。

委員：登録認定機関が製品のチェックまで行うことに賛成。さらにいえば、認定製造業者が行う自己検査・判定の中の検査を第三者の検査を義務付けるべきとの方針を出してほしい。

農林水産消費技術センターに調査を行わせる規定をおくことについても賛成であるが、農林水産大臣自身がＩＳＯガイド６１を満たすのが難しいのであれば、農林水産消費技術センターがＩＳＯガイド６１を満たし、実質的に登録認定機関の登録に係る審査を行うという風に踏み込んで欲しい。

事務局：仮に全ての場合に第三者機関が検査・格付を行うというのは、平成１１年改正以前の仕組みと同じになってしまう。事務局としては、現在の制度を前提としつつ、少なくとも登録認定機関が工場等の生産・品質管理体制のチェックだけではなく、製品のサンプリング検査も行う必要があるのではないかと、いうことで提案させていただいている。

委員：検査・格付のうち、純粋な検査だけを第三者機関が行うという趣旨だ。

事務局：問題意識は委員と同様と思うが、民間の主体性を重視しながら、一方で全ての場合に第三者機関による検査を義務づけるのは難しいのではないかと。

委員：地域でＪＡＳ格付品に対するニーズがある場合は、安易に種格付を廃止す

ると、中小切り捨てになってしまう。よく実態を調べて、十分な経過措置期間を取る等の対応をお願いしたい。

また、ＪＡＳマークに登録認定機関名を付記させることについては、必ずしも不正防止にはつながらないのではないかと。むしろ、表示が煩雑となり、メーカーの負担となるのではないかと。

委員：初回の会議で、私たち消費者はＪＡＳマークを見ないで買うと発言したが、これまでの会議や量販業者の方の話を聞いて、消費者の暮らしはＪＡＳに守られてきたことが分かった。以前、格付されていない輸入品であったのか、量がダニにやられて大変な思いをしたことがある。ＪＡＳマークは消費者にとって安心のよすがだったのだと改めて感じた。例えば、伝統工芸ＪＡＳのような仕組みがあれば、量販のような産業も守っていけるのではないかと。

ＪＡＳの認定を政府から民間へ、という流れは理解するが、消費者としては民間を信用しきれない。不正が後を絶たない現状にあって、行政が手を放して大丈夫か。民間企業においてコンプライアンスを根付かせるため、コンプライアンスを構築する仕組みを作っておかないと、ＪＡＳマークは昔話に終わってしまうのではないかと。

委員：ＪＡＳマークへの登録認定機関名の表示は必須だと思う。認定機関名を確認し、表示等に問題のあった場合には問い合わせをすることができる。できれば認定番号もあった方がいいと思うが、機関に責任を持たせる観点からも認定機関名は必要である。

委員：ＪＡＳマークに登録認定機関名を付記させるのは、理屈として受け入れがたい。登録認定機関は、ＩＳＯガイド６５に基づき認められたのであるから、登録認定機関間の差はないはずであり、登録認定機関名を表示しなくてもよいと思う。登録認定機関が充実するまでの措置ということであれば理解できるが。

委員：ＪＡＳの認定製造業者は、物と人とシステムを整備した上でＪＡＳ品を生産・出荷している。消費者への情報提供の観点から、ＪＡＳマークに認定機関名を付記するのは賛成。さらに踏み込んで、加工食品の一括表示の上に４種類のＪＡＳマークを表示して、該当するマークに丸を付ける等の方策もあるのではないかと。

座長：資料２「『公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画』に係るＪＡＳ制度の対応方向（案）」のうち、「ＪＡＳ制度全体の対応方向」及び「有機ＪＡＳに係る対応方向」については大方の合意があった。種格付については種々の意見が出たので、事務局に実態を踏まえて再度整理していただいた上で、報告書案の段階で議論することとしたい。

事務局：ご議論のあったＪＡＳマークに登録認定機関名を付記させるかについては、次回以降の新たなＪＡＳ規格関係の検討の中で、引き続き議論していただきたい。

座長：次回からは、新たなＪＡＳ規格の展開方向についてご議論いただくこととする。最後に、今後の日程について、事務局から説明をお願いする。

事務局：次回は１月２８日（水）１０時より、日本郵政公社本社２階共用会議室Ａ～Ｄで開催する予定である。

（以上）

（本議事概要については、今後一部修正が入る場合があります。）